

ネットとうほく 2021 (検) 第3号-4
2022年(令和4年)10月11日

〒102-0083
東京都千代田区麹町1丁目4番地
半蔵門ファーストビル3階
AZX総合法律事務所
株式会社BP仙台 代理人
弁護士 増渕 裕一郎 様
弁護士 佐藤 ひなた 様

〒981-0933 仙台市青葉区柏木一丁目2-40
ブライツシティ柏木702号室
内閣総理大臣認定 適格消費者団体
特定非営利活動法人消費者市民ネットとうほく
理事長 吉岡和弘
電話 022-727-9123
FAX 022-739-7477
URL <http://www.shiminnet-tohoku.com>



終了通知書

貴社からは、令和4年5月30日付で、最低保障人数の運用について回答は差し控えたい旨のご回答頂きました。

当団体としては、従前存していた最低保証人数の規定は、消費者契約法に違反するおそれが高い条項であったと考えていますが、貴社の判断にて当該条項を削除したことから、申入れ活動を終了とさせていただきます。

当団体としては、本事例をHP等で公表し、貴社において最低保障人数として、料理全額を徴収する運用がなされていないかどうかについて情報収集を続けていきます。貴社と消費者の契約内容・運用等に問題がある場合には、改めて申入れ活動を行います。

以上、よろしくお願いいたします。